

群馬県立太田工業高等学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日

群馬県立太田工業高等学校（以下、本校とする）は、「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ防止等の対策に関する基本的な方針を以下のとおり定める。

1 基本的な考え方

本校は、すべての生徒、教職員及び保護者が「いじめ」は本校のどの生徒にも起こり得るという認識を持ち、「絶対にいじめは許さない」という断固たる決意のもとにいじめ防止への基本的な考え方を以下のように定める。

- (1) 本校では、生徒の心身の健康な発達を図り、生徒が安全に、安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ防止のための適切な策を講ずる。
- (2) 本校教職員は、いじめ未然防止に全力で取り組むとともに、いじめの兆候や発生を見逃さず、いじめを把握した場合は、保護者、地域及び関係機関等と連携するとともに、「いじめ問題対策委員会」を設置し、速やかに対応する。

2 校内組織

本校は、「いじめ問題対策委員会」を設置し、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応等を、組織的かつ実効的に行う。

(1) 構成員

- ① 委員長 校長
- ② 委員 教頭、生徒指導主事、学年主任、各工業科科長、生活交通係教諭、養護教諭、教育相談係教諭、スクールカウンセラー

※個々の事案に応じ、担任や部活動顧問等を加えるなど柔軟に対応する。

(2) 取り組み内容

- ① 学校いじめ防止基本方針の策定、いじめ防止年間指導計画の作成
- ② いじめ防止に関する研修会の企画立案及び実施
- ③ いじめ防止に関わるアンケート調査の実施と報告
- ④ 早期発見、未然防止等の取り組みとその点検、改善

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する具体的方策

別表1（学校いじめ防止プログラム）及び別表2（学校いじめ対応マニュアル）のとおり、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応等に係る生徒への指導と具体的な取り組みを行う。

4 教育委員会及び所轄警察等への連携

- (1) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められた場合は、所轄警察署と相談して対応する。
- (2) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる恐れがあると認められた場合は、直ちに所轄警察署等に通報し支援を求めるとともに、速やかに県教育委員会に報告する。

5 保護者との連携

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係及び指導方針を説明し、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援やいじめを行った生徒の保護者に対する助言等を行う。当該いじめ事案に関する情報は、継続的かつ適切に保護者に提供する。

6 重大事案への対処

以下に掲げる事態（以下「重大事案」という）が発生した場合は、速やかに県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会又は学校の下に組織を設け、公平・中立な調査等を行い、事実関係を明らかにするよう努める。

- (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより生徒が相当期間※、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※相当期間とは、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられる場合には30日に到達したかにかかわらず迅速に対応する。

7 その他の留意事項

- (1) 日頃から、生徒ひとりひとりの言葉に耳を傾け、その気持ちを敏感に感じ取ろうとする姿勢を持つとともに、どのようなことでも大人に相談してもよいという意識を、教育活動全体を通じて高める。また、学校内外の相談窓口の周知を徹底する。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- (3) 特に配慮が必要な生徒については、保護者等との連携の下、生徒の特性を踏まえた適切な指導を行う。
- (4) いじめが解消したか否かについては、以下の2つの要件をもって判断する。
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3カ月以上継続していること。
 - ② いじめを受けた生徒がいじめに係る行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- (5) インターネット上のいじめが重大な人権侵害であることを生徒に理解させるとともに、エージェンシーを発揮したゆたかな人間関係づくりへの意識を高めていけるような指導を行う。
- (6) いじめの未然防止、早期発見及び早期対応等に係る生徒への指導及び取り組みについて、達成状況を学校評価において評価し、改善を図る。